般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 九 号) (衆 議 院 送 付 要

旨

本 法 律 案 は 人 事 院 \mathcal{O} 玉 会 及 び 内 閣 に 対 す る 平 成 三 十 八 年 八 月 八 日 付 け \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 \mathcal{O} 改 定 に 関 す る 勧 告

並 び に 玉 家 公 務 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 \bigcirc 改 正 に 0 1 7 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 申 出 及 び 般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休

暇 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 改 正 に 0 1 て \mathcal{O} 勧 告 に 鑑 み、 般 職 \mathcal{O} 玉 家 公 務 員 に 0 1 て、 俸 給 月 額 初 任 給 調 整 丰

う

当、

扶

養

手

当

及

 \mathcal{U}

勤

勉

手

当

 \mathcal{O}

額

 \mathcal{O}

改

定

育

児

休

業

等

 \mathcal{O}

対

象

لح

な

る

子

 \mathcal{O}

範

进

 \mathcal{O}

拡

大

並

び

に

介

護

 \mathcal{O}

た

 \Diamond

日

 \mathcal{O}

勤

務 時 間 \mathcal{O} 部 に 0 き 勤 務 L な 11 こと が 相 当 で あ る لح 認 8 5 れ る 場 合 に お け る 休 暇 \mathcal{O} 新 設 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 じ ょ

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正 と

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

ŋ

そ

 \mathcal{O}

主

な

内

容

は

次

 \mathcal{O}

と

お

ŋ

で

あ

る

- 1 指 定 職 俸 給 表 を 除 < 全 て \mathcal{O} 俸 給 表 に 0 1 て、 俸 給 月 額 を 若 年 層 に 重 点 を 置 き な が 5 引 き上 げ る。
- 2 専 門 ス タ ツ フ 職 俸 給 表 に 兀 級 を 新 設 す る。
- 3 初 任 給 調 整 手 当に 0 1 て、 医 療 職 俸 給 表 (-) \mathcal{O} 適 用 を受け る医 師 及 び 歯 科 医 師 並 び に 医 療 職 俸 給 表(-) 以

外 \mathcal{O} 俸 給 表 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 医 師 及 び 歯 科 医 師 \mathcal{O} う ち、 医 学 又 は 歯 学 に 関 す る 専 闁 的 知 識 を 必 要とす る 官

職 を 占 8 る 職 員 に 対 す る 支 給 月 額 \mathcal{O} 限 度 額 を 引 き 上 げ る。

4 勤 勉 手 当 \mathcal{O} 支 給 割 合 を 年 間 \bigcirc 月 分 引 き上 げ る。

5 扶 養 手 当 に 0 1 て、 子 以 外 \mathcal{O} 扶 養 親 族 に 係 る 扶 養 手 当 は 行 政 職 俸 給 表 (-) \mathcal{O} 適 用 を受 け る 職 員 で そ

 \mathcal{O}

職 務 \mathcal{O} 級 が 九 級 以 上 で あ る t \mathcal{O} 等 に 対 L 7 は 支 給 L な 11 こととす る と と ŧ に 配 偶 者 に 係 る 扶 養 手 当 \mathcal{O}

月 額 を 六 千 五. 百 円 行 政 職 俸 給 表 (-) \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 職 員 で そ \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} 級 が 八 級 で あ る t \mathcal{O} 等 に あ 0 7 は

三 千 五. 百 円 に 引 き 下 げ 子 に 係 る 扶 養 手 当 \mathcal{O} 月 額 を 万 円 に 引 き 上 げ る。

玉 家 公 務 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

育 児 休 業 育 児 短 時 間 勤 務 及 び 育 児 時 間 \mathcal{O} 対 象 لح な る 子 に 0 1 て、 特 別 養 子 縁 組 \mathcal{O} 成 立 に 0 1 て 家 庭 裁

判 所 に 請 求 L た 者 で あ 0 7 当 該 職 員 が 現 12 監 護 す る ŧ \mathcal{O} 児 童 福 祉 法 第 + 七 条 第 項 第 三 号 \mathcal{O} 規 定 に

ょ V) 同 法 第 六 条 \mathcal{O} 兀 第 項 12 規 定 す る 里. 親 で あ る 職 員 に 委 託 さ れ 7 11 る 児 童 \mathcal{O} う ち、 当 該 職 員 が 養 子 縁 組

に ょ 0 7 養 親 と なることを希 望 L て 1 る 者 そ \mathcal{O} 他 ۲ れ 5 に 準 ず る者 とし て 人 事 院 規 則 で 定 8 る 者 に 拡 大 す

る。

般 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部

1 子 \mathcal{O} 養 育 を 行 う職 員 で あ 0 て、 職 員 \mathcal{O} 申 告 を 経 7 日 曜 日 及 び 土 曜 日 に 加 え 7 週 休 日 を 設 け、 及 び 勤 務

改

正

時 間 を 割 り 振 る とこと が で きる 職 員 に 関 L そ \mathcal{O} 対 象 と な る子 に 0 1 て、 <u> </u> 同 様 \mathcal{O} 改 正 を 行

2

介

護

休

暇

は

職

員

が

要

介

護

者

 \mathcal{O}

介

護

を

す

る

た

 \otimes

各

省

各

庁

 \mathcal{O}

長

が

職

員

 \mathcal{O}

申

出

に

基

づ

き、

要

介

護

者

 \mathcal{O}

各

Þ

が

当

該

介

護

を

必

要

とす

る

 \mathcal{O}

継

続

す

る

状

態

ごとに、

三

口

を超

え

ず、

か

0

通

算

L

て

六

月

を

超

え

な

範 囲 内 で 指 定 す る 期 間 内 に お 11 7 勤 務 L な 1 ことが 相 当 で あ る لح 認 \Diamond 5 れ る 場 合 に お け る 休 暇 لح す る。

3 職 員 が 要 介 護 者 \mathcal{O} 介 護 を す る た め 要 介 護 者 \mathcal{O} 各 Þ が 当 該 介 護 を 必 要と す る 0) 継 続 す る 状 態

に、 連 続 す る \equiv 年 \mathcal{O} 期 間 内 に お 1 て _ 日 0) 勤 務 時 間 \mathcal{O} 部 に 0 き 勤 務 L な 1 ことが 相 当 で あ る と 認 8 5

れる場合における休暇を新設する。

兀 育 児 休 業 介 護 休 業 等 育 児 又 は 家 族 介 護 を 行 う 労 働 者 0) 福 祉 に 関 す る 法 律 0) 部 改 正

行 政 執 行 法 人 \mathcal{O} 職 員 に 0 1 て、 三 0) 2 及 び 3 に 準 Ü た 措 置 を 講 ず る。

五、施行期日等

1 \mathcal{O} 法 律 は、 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施 行 す る。 ただし、 三及び 兀 は 平 -成二十 九 年 月 日 カコ ら、 0) 2 及

その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。